

告 示

埼玉県告示第九百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、
金杉土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所につい
て、次のとおり届出があつた。

令和七年十二月五日

埼玉県知事 大野元裕

一 就任	職名 氏名	住所
	監事 横山滋一	埼玉県北葛飾郡松伏町大字金杉千七百十番地
二 退任	職名 氏名	住所
	監事 山崎久俊	埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩八百十八番地